

令和5年1月4日

「2.本ガイドラインの位置づけ」

Q：前回の令和3年10月31日版と比べ、どのような点が変更になったか。

A：主だった変更点としては、入場時の検温や受付等のアクリル板の設置の推奨について必須ではなくなりました。また、「大声」の定義が明確化され、「大声」に当たらない会話については一定程度緩和されました。併せて、客席の最前列席と発声等を伴う出演者との距離についても一定程度緩和されました。

「3.感染防止のための基本的な考え方」

Q：「大声」について定義がなされたが、一方で日常の会話等についてのリスク評価はどのような要素を考慮する必要があるか。

A：マスクを着用した上で、換気の状態を考慮しつつ、話者同士の間隔が近づき過ぎず、長時間に及ばないようにしてください。

「5.施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策」

Q：受付等での「アクリル板等の間仕切りの設置を推奨」の記述がなくなったが、設置済みのアクリル板等を撤去する必要があるか。

A：設置の推奨はなくなりましたが、既存のアクリル板等をそのまま使用することを妨げるものではありません。

「6.公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策」

Q：客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者との距離について、「概ね」がなくなり、「最低でも1m」確保となったが、最前列席と舞台つらの間が1m離れていればよいか。

A：発声を伴う出演者と最前列席との距離を最低でも1m確保してください。

Q：公演主催者による入場時の検温の記述がなくなったが、設置済みのサーモカメラを撤去する必要があるか。

A：個別の検温を求めるものではありませんが、既存のサーモカメラ等をそのまま使用することを妨げるものではありません。

「7.感染拡大への防止策」について

Q：感染者が発生した場合の保健所等への情報提供の記述がなくなったが、連絡する必要はないのか。

A：必要となる検査を行って罹患状況等を確認し、国や自治体等の対応指針等に添って対応をしてください。

以上